

第310回 人事·経営研究会

<Webセミナー>

401k- I

確定拠出年金制度の今

三井住友海上火災保険株式会社 個人金融サービス部 営業推進チーム

《資料の取扱いについて》

本資料はJIPCLUB会員に提供しています。同業及び競合者への開示、提供は厳禁です。

確定拠出年金とは・・・

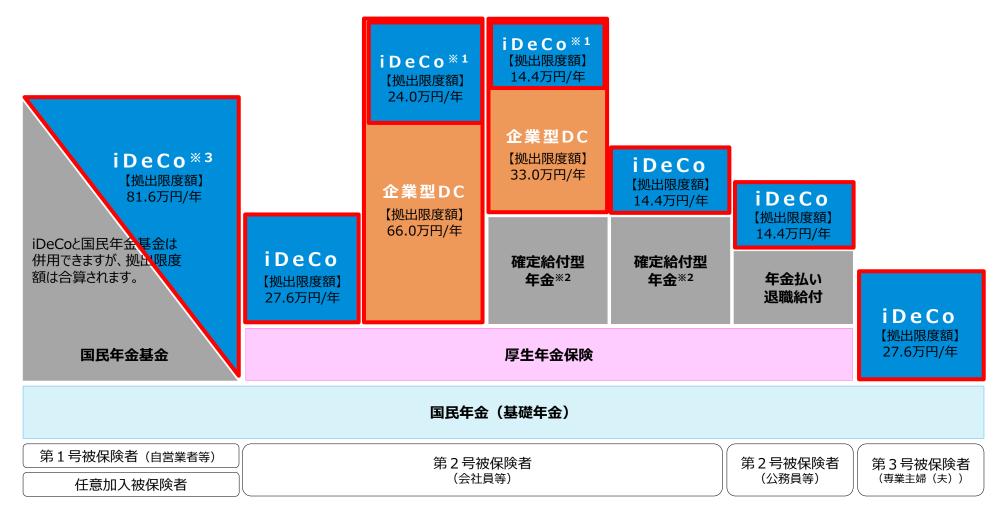
確定拠出年金のマーケット環境

中小企業の課題



確定拠出年金とは・・・

公的年金と確定拠出年金の位置づけ



- ※1 企業型DC加入者は、原則iDeCoに加入することができます。ただし、企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出ではない(年単位拠出となっている)場合、または企業型DCの加入者掛金(マッチング拠出)を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。
- ※2 厚生年金基金、確定給付企業年金があります。
- ※3 国民年金の保険料の納付免除や納付猶予を受けている方、農業者年金の被保険者はiDeCoに加入できません。

確定拠出年金とは・・・

企業型DC (実施主体:事業主)

加入対象者

◆企業型 D Cを実施する会社に お勤めの厚生年金に加入している方

掛金の拠出方法

会社が拠出する

DeCO (実施主体: 国民年金基金連合会)

加入対象者

- ◆国民年金第1号被保険者 自営業者やその家族、学生等
- ◆国民年金第2号被保険者 公務員、会社員等
- ◆国民年金第3号被保険者 厚生年金に加入している方の配偶者で ある専業主婦(夫)等*1
- ◆国民年金任意加入被保険者 国民年金に任意加入している方

掛金の拠出方法

個人が拠出する

※1 20歳以上60歳未満の被扶養者に限ります。

確定拠出年金とは・・・

企業型DC (実施主体:事業主)

拠出限度額

- ◆確定給付企業年金等他制度*1に 加入している方 →月額2.75万円(年額33万円)
- ◆確定給付企業年金等他制度※1に加入していない方 →月額5.5万円(年額66万円)

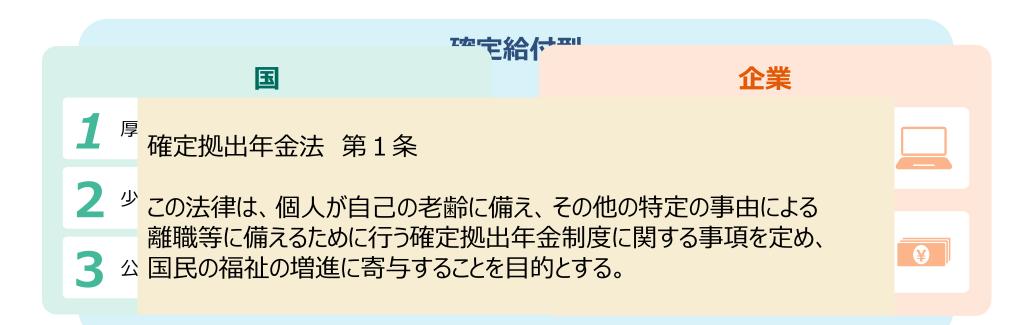
DeCO (実施主体:国民年金基金連合会)

拠出限度額

- ◆国民年金第1号被保険者 →月額6.8万円(年額81.6万円)
- ◆国民年金第2号被保険者^{※ 2} →月額1.2万円~2.3万円 _(年額14.4万円~27.6万円)
- ◆国民年金第3号被保険者 →月額2.3万円(年額27.6万円)
- ◆国民年金任意加入被保険者 →月額6.8万円(年額81.6万円)

- ※1 確定給付企業年金等他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。
- ※ 2 お勤めの会社の企業年金の実施状況により異なります。

2001年10月 確定拠出年金法 施行



確定拠出年金制度の創設

財政悪化

2001年 確定拠出年金法 施行後の流れ

2001~2005年

施行直後

- ・企業型DCは、当初大企業から拡大
- •その後、徐々に中小企業へも普及し始めた



2006年~2010年

適年廃止

- •2012年3月をもって適格退職年金(適年)の制度廃止が決定。
- •適年の移行先として企業型DCを導入する中小企業が増え、市場が拡大。



厚生年金基金解散

2011年~2015年

- •適年廃止による導入企業増が停滞。
- •しかし、厚生年金基金の解散により、再び企業型 D Cを導入する企業が増加。



選択制や新規導入

2016年~現在

- •選択制といわれる企業型DCが普及。
- •大企業を中途退職した従業員が、中小企業に転職する際に、 確定拠出年金残高を持ち運ぶようになり、中小企業での企業型DC の認知度が高まった。

企業型DC 法改正

2012年1月

•マッチング拠出(事業主掛金に加入者掛金を上乗せ)開始

2014年1月

加入者資格喪失年齢引上げ 60歳→規約で定める65歳未満 (60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者)

2014年10月

・拠出限度額引上げ

・他の企業年金なし: 5.1万円→5.5万円/月 ・他の企業年金あり: 2.55万円→2.75万円/月

2017年1月

●規約で定めれば企業型DCとiDeCo併用可能

2018年5月

●iDeCo+創設(従業員規模100名以下企業に限る)

企業型DC法改正

2020年10月

●iDeCo+の従業員規模要件緩和 従業員規模要件100名以下→300名以下に拡大

2022年4月

●老齢給付金 受給開始時期 上限引上げ 60~70歳→60~75歳に引上げ

2022年5月

加入者資格喪失年齢引上げ 規約で定める65歳未満 → 規約で定める70歳未満 (同一事業所要件撤廃、厚生年金加入者であれば加入可)

2022年10月

規約の定めがなくても、原則iDeCo併用可能 (除くマッチング拠出選択者)

2024年12月

拠出可能額の変更 一律2.75万円→他制度ごとの掛金相当額を評価し 5.5万円/月から掛金相当額を控除した範囲

企業型DC法改正

2012年1月

・マッチング拠出(事業主掛金に加入者掛金を上乗せ)開始

2014年1月

加入者資格喪失年齢引上げ 60歳→規約で定める65歳未満 (60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者)

2014年10月

●拠出限度額引上げ

・他の企業年金なし: 5.1万円→5.5万円/月 ・他の企業年金あり: 2.55万円→2.75万円/月

2017年1月

●規約で定めれば企業型DCとiDeCo併用可能

2018年5月

●iDeCo+創設(従業員規模100名以下企業に限る)

企業型DC法改正

2020年10月

●iDeCo+の従業員規模要件緩和 従業員規模要件100名以下→300名以下に拡大

2022年4月

●老齢給付金 受給開始時期 上限引上げ 60~70歳→60~75歳に引上げ

2022年5月

加入者資格喪失年齢引上げ 規約で定める65歳未満 → 規約で定める70歳未満 (同一事業所要件撤廃、厚生年金加入者であれば加入可)

2022年10月

規約の定めがなくても、原則iDeCo併用可能 (除くマッチング拠出選択者)

2024年12月

拠出可能額の変更 一律2.75万円→他制度ごとの掛金相当額を評価し 5.5万円/月から掛金相当額を控除した範囲

退職給付制度の比較 【概要】

確定拠出年金(企業型 D C)

拠出額が決められている企業年金制度。 年金資産が個人別に管理され従業員 自身が運用の責任を負う。 運用実績に応じて将来の受取額が 変動する。

中小企業退職金共済

中小企業のための退職金積立制度。 運営主体は(独)勤労者退職金共済機構。

確定給付企業年金(DB)

将来の給付額があらかじめ決まっている 企業年金制度。 運用の責任は会社が負う。

退職一時金

企業が実施する退職金制度。 各企業で自由な設計が可能。

退職給付制度の比較 【導入状況】

確定拠出年金(企業型 D C)

4.2万社·782万人

2022年3月末時点 (厚生労働省HP 運営管理機関連絡協議会 「確定拠出年金統計資料」より)

中小企業退職金共済

37万社·358万人

2022年3月末時点 (独立行政法人勤労者退職金共済機構HP 「中小企業共済事業概況」より)

確定給付企業年金(DB)

1.2万社·930万人

2022年3月末時点 (生命保険協会HP「企業年金(確定給付型)の 受託概況」より)

退職一時金

_

退職給付制度の比較 【会計・税務の取扱い】

確定拠出年金(企業型 D C)

キャッシュフローの平準化。 掛金は毎月損金計上。

中小企業退職金共済

キャッシュフローの平準化。 掛金は毎月損金計上。

確定給付企業年金(DB)

キャッシュフローの平準化。 退職給付引当金を負債計上。

退職一時金

退職金支給時に一括で損金計上。

退職給付制度の比較 【離転職時の移換】

確定拠出年金(企業型 D C)

確定給付企業年金(DB)

離転職時に資産を持ち運べる

離転職時に資産を持ち運べる

中小企業退職金共済

退職一時金

中退共実施企業同士での通算が可能

_

退職給付制度の比較 【留意点】

確定拠出年金(企業型 D C)

中途退職しても原則60歳まで受け取れない。 従業員への投資教育が必要。 退職事由による減額ができない(除〈事業主返還)。

中小企業退職金共済

加入できる企業規模に制限がある。 機構の運用状況により受取額に変動が生じる。 運用結果は全加入企業で共有する。

確定給付企業年金(DB)

積立基準が法令で定められている。 給付額が決まっているため、積立不足が 生じると追加拠出が必要。

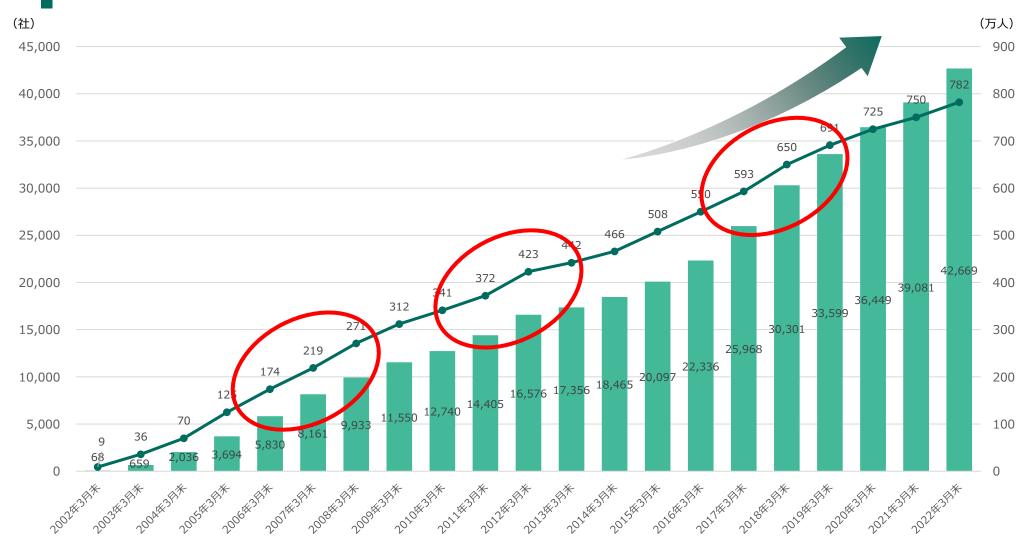
退職一時金

退職時に一括でキャッシュアウトするため、計画的な資金準備が必要。

確定拠出年金のマーケット環境

確定拠出年金 マーケット環境

企業型DC(実施事業所数·加入者数)

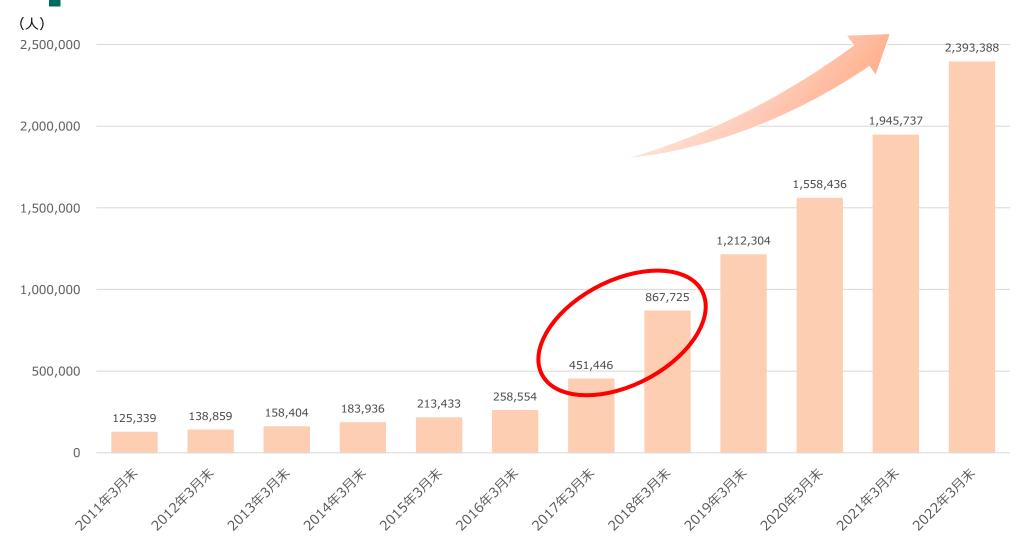


出典:厚生労働省HP 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」をもとに三井住友海上が作成

•

確定拠出年金 マーケット環境

iDeCo(加入者数)



出典:iDeCo公式サイト運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」をもとに三井住友海上が作成

中小企業の課題

企業の課題

人材確保

- ・業績安定期に入った企業やスタートアップ企業が<u>優秀な人材の確保のために</u>、福利厚生拡充を 検討している
- ・企業型 DC に加入していた中途採用者が増えており、その受け皿として検討している

従業員の資産形成

- ・人生100年時代に向け、現行退職金の上乗せとして検討している
- ・老後2,000万円問題に備え、従業員が任意で掛金を上乗せできる制度を検討している
- ・従業員の金融リテラシー向上やライフプラン設計の機会創出を検討している

退職金制度の見直し

・<u>積立不足が発生しない</u>、会社が支払った事業主掛金は全額損金算入できることなど、財務戦略上の理由から企業型DCの導入を検討している

MS&AD

三井住友海上